年 月 日	
午前 午後	時 分 受領

婚 姻 届

年 月 日 届出

（あて先）

長

受理 年 月 日	発送 年 月 日
第 号	
送付 年 月 日	長 印
第 号	

書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

		夫になる人	妻になる人
(1)	（よみかた） 氏名	氏 名	氏 名
	生年月日	年 月 日	年 月 日
(2)	住所 （住民登録をしているところ）	番地 番 号 （方書） 世帯主の氏名	夫と同じ 番地 番 号 （方書） 世帯主 夫と同じ の氏名
(3)	本籍 （外国人のときは国籍だけを書いてください）	番地 番 筆頭者の氏名	番地 番 筆頭者の氏名
	父母の氏名 父母との続き柄 （他の養父母はその他の欄に書いてください）	父 母 続き柄 男	父 母 続き柄 女
(4)	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	□夫の氏 □妻の氏 新本籍（左の☑の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください） 番地 番	
(5)	同居を始めたとき	年 月（結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください）	
(6)	初婚・再婚の別	□初婚 再婚（□死別 □離別 年 月 日）	□初婚 再婚（□死別 □離別 年 月 日）
(7)	同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫 妻 1．農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 夫 妻 2．自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 夫 妻 3．企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） 夫 妻 4．3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） 夫 妻 5．1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 夫 妻 6．仕事をしている者のいない世帯	
(8)	夫婦の職業	（国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください） 夫の職業	妻の職業
	その他		
	届出人署名押印	夫 印	妻 印

届出印	
夫	妻

事件簿番号	
□住所地確認済 □本籍地確認済	

住所を定めた年月日	
夫	年 月 日
妻	年 月 日

連絡先	電話 （ ）
	自宅・勤務先［ ］・携帯

記入の注意

鉛筆や消えるボールペン等で書かないでください。

この届は、休日（土曜・日曜・祝日）及び夜間でも届けることができます。
（この場合、宿直等で取扱うので、前日までに戸籍担当係で下調べをしておいてください。）
届書は、1通でさしつかえありません。
この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。
外国の方と婚姻する場合は、事前に戸籍担当係にお問い合わせください。

証人（証人は2人以上必要です）		
署名押印	印	印
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所	番地 番 号	番地 番 号
本籍	番地 番	番地 番

※証人は成人の方が、それぞれ署名、押印をしてください。
※同姓でも別々の印鑑を押してください。

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には
新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

一個人番号カード・通知カード等について一

住所・氏名に変更がある場合は、個人番号カード等の券面記載事項変更手続きが必要となります。
なお、個人番号カードに署名用電子証明書の機能を搭載している場合、住所・氏名に変更があると、署名用電子証明書は失効します。
個人番号カード等については、住所地の市区町村役場でお手続きください。

夫	□免 □旅 □住 □その他 □無 （ ）
不受理	□有 □無
通知	□要 □不要
妻	□免 □旅 □住 □その他 □無 （ ）
不受理	□有 □無
通知	□要 □不要
使者	□免 □旅 □住 □その他 □無 （ ）
送付	年 月 日

確認	通知

◎ 署名は必ず本人が自署してください。
◎ 印は各自別々の印を押してください。
◎ 届出人の印をお持ちください。
◎ 届出人の本人確認ができるもの（身分証明書等）をお持ちください。
◎ 住所の異動は婚姻届とは別に届出が必要です。
住所変更の手続きは休日・時間外にはできません。

Nishikanku × Musashino Art University